

令和8年度 養父市大学生等ふるさと産品アンバサダー事業

実施要項

1. 事業の目的

大学・短期大学・公共職業能力開発施設などで学業に励む大学生等に向けて、養父市地域ブランド「やぶの太鼓判」認定品（ふるさと産品）を給付します。

給付を通して地域ブランドへの認識の促進と学生生活の一助として応援の気持ちを伝えるとともに、就職やまちの情報等の発信を行います。給付を機に大学生等とつながりを持つことで、大学生等が養父市に対し、アンバサダーのような帰属意識・愛着を獲得することを目的とします。

2. 応援物資の概要

養父市地域ブランド「やぶの太鼓判」に登録されている産品から4品をお送りします。

3. 給付の対象となる方

以下の条件(1)を満たしたうえで、(2)もしくは(3)に該当する方が対象です。

- (1) 令和8年7月1日時点で住民基本台帳に登録されている方に扶養されていること。
- (2) 令和8年7月1日時点において、学校教育法の規定に基づく高等専門学校、短期大学、大学又は専門学校及び大学院に在学しており、給付申請時点で退学していないこと。
※高等専門学校生は第4学年、第5学年及び専攻科に限ります。
※専修学校生は、専門課程に限るものとします。
- (3) 令和8年7月1日時点において、職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設に在学しており、給付申請時点で退学していないこと。

4. 申請期間・配送日・数

- (1) 申請期間 令和8年9月12日(土)から 令和9年1月31日(日)まで
- (2) 配 送 日 ①10月22日(木) ②10月23日(金) ③10月24日(土) ④11月12日(木)
⑤11月13日(金) ⑥11月14日(土) ⑦12月10日(木) ⑧12月11日(金)

⑨12月12日(土) ⑩1月14日(木) ⑪1月15日(金) ⑫1月16日(土)

⑬2月11日(木) ⑭2月12日(金) ⑮2月13日(土)

以上15選択肢から1日を選択可能

(3) 配送時間帯 ①午前中 ②14～18時 ③18時以降 以上3候補から1つを選択可能

(4) 数 申請者全員(申請は1人1回まで)

5. 申請方法

以下のURLまたはQRコードから申込フォームへアクセスし、必要事項の記入及びアンケートに回答していただくことで申請完了となります。申請は、必ず給付対象者本人が行ってください。

【申請前にご準備が必要なもの】

(1)有効期間中の学生証など、在学を証明できるカード等の画像データ両面

(2)給付対象者が在学する学校の所在地

(3)扶養者1名の連絡先(氏名・住所・電話番号)

【URL】 <https://logoform.jp/form/3Y7J/1710683>

【二次元コード】 右のコードからアクセス可能です。



6. その他

(1) 産品の給付要件の適否等を審査するため、養父市が給付対象者及び扶養者の方の住民基本台帳等の公簿のほか、必要な確認を行う場合があります。

(2) 公簿で確認できない場合には、関係書類の提出を求めることがあります。

(3) 申請後、申請書の不備等の事由によって給付が完了せず、かつ、令和9年2月13日までに市が申請者又は扶養者に連絡及び確認ができない場合には、産品は給付されません。

(4) 産品の梱包、郵送業務等を担う受託事業者には、申請者又は扶養者等の氏名、住所、電話番号等の個人情報を提供します。

(5) 養父市公式LINEおよびメールアドレス等の必要な個人情報を通じて、養父市の就職活動支援その他まちの情報を提供することがあります。

(6) 給付完了後、市から公式LINEを通じて事後評価アンケートを送付しますので、回答に協力をお願いします。

(7) 給付完了後、市に関するPR等への協力をお願いします。

【PR 例】・友人と産品を分け合って食べる際に養父市の話をさせていただくこと

・市 HP 等を通じて印象に残った取組みを友人にご紹介いただくこと

※市から学生等に対して、今後特定の文面・URL 等の共有を依頼することや、

PRを行った証拠の提出を求めることはありませんが、事後評価アンケートで PR 媒体と

PR 内容の概要を尋ねます。

7. お問い合わせ先

養父市役所 やぶぐらし未来協創課（養父市大学生等ふるさと産品アンバサダー事業担当）

電話:079-662-3172

メール:yabugurashi@city.yabu.lg.jp

住所:〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675